

平成25年

第1回市議会定例会 議案第65号

函館市食品衛生法施行条例の一部改正について

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工藤 壽樹

函館市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

函館市食品衛生法施行条例（平成17年函館市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第3条を第4条とする。

第2条第1号中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）」を「政令」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の設備および職員の配置に関する基準）

第2条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室，微生物検査室，動物飼育室，事務室等を設けること。
- (2) 純水装置，定温乾燥器，ディープフリーザー，電気炉，ガスクロマトグラフ，分光光度計，高压滅菌器，乾熱滅菌器，恒温培養器，嫌気培養装置，恒温槽その他の検査または試験のために必要な機械および器具を備えること。

2 政令第8条第1項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査または試験のために必要な職員を置くこととする。

本則に次の1条を加える。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1から別表第3までの規定中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令による食品衛生法施行令の一部改正に伴い、市が設置する食品衛生検査施設の設備および職員の配置に関する基準を定めるため